



確定申告はe-Tax（電子申告）、郵送または管轄である青梅税務署へ  
高齢の方などを除き、市職員による確定申告の仮受付・相談は行いません

※高齢の方や体の不自由な方など、e-Taxや青梅税務署の利用が難しい方のみ、市役所で仮受付・相談を行います。詳しくは下表を確認してください。

※住民税（市民税・都民税）の申告は、例年どおり郵送または市役所へお越しください。

◆申告・相談の受付内容、受付期間（いずれも土・日曜日、祝日を除く）

申告の内容	市役所		青梅税務署	
	税理士による 無料申告相談	市職員申告相談		
	2月6日(月)～9日(木) (申込制。詳しくは 広報はむら1月1日号 を確認してください)	2月16日(木)～3月15日(水) の午前9時～11時30分、 午後1時～3時30分	2月1日(水)～3月15日(水)の午前8時30分～午後4時（入場整理券が必要：3ページを確認してください）	
住民税（市民税・都民税）申告	×	○	×	
確定申告	年金・給与所得	○	「高齢の方」などが対象	
	営業・農業などの事業所得	○	×	
	不動産所得	○	×	
	住宅借入金等特別控除	○	×	
	損失申告	市役所では受け付けしません。 青梅税務署で相談してください。		○
	土地・家屋・株式などの譲渡所得			○
	過年分（令和3年分以前）			○
作成済み確定申告書の提出	提出用ポストへ※		○	

※市役所で「作成済み確定申告書」を提出する場合、2月6日(月)から1階市民ホールと4階申告会場に設置する「提出用ポスト」を利用してください（受付時間内のみ）。利用する場合は「住所、氏名」を記載した封筒（使用済み可）に確定申告書を入れて、投函してください。受付印が押印された控えが必要な方は、申告する方の「住所、氏名」を記載した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

※混雑状況によっては、早めに受け付けを終了する場合があります。

※午前8時15分頃までは、正面玄関から庁舎内に入ることはできません。午前8時15分以前の来庁時は、地下1階玄関（青梅線側）を利用してください。

※感染症拡大防止のため、午前8時前に並ばないでください。

◆申告は3月15日(水)まで！

期限までに申告がないと、令和5年度の課税・非課税証明書が発行できなかったり、当初に送付する納税通知書などに、申告内容の反映が間に合わなかったりすることがあります。注意してください。



▲医療費控除について

- ① 寄附先からの領収書など
- ② 身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）など
- ③ 配偶者の所得が明らかになる資料
- ④ 国外に居住する親族を扶養している扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除の適用を受ける方は、親族関係書類（戸籍の附票、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書など）と送金関係書類（送金依頼書など）
- ※外国語で作成されている場合は、日本語に翻訳されたものも必要です。



令和5年度住民税（市民税・都民税）の申告・相談  
令和4年分所得税の確定申告の仮受付・相談

期間 2月16日(木)～3月15日(水)（土・日曜日、祝日を除く）

時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

会場 市役所東庁舎4階大会議室

問合せ 課税課市民税係内165

住民税（市民税・都民税）申告は郵送で

▼住民税（市民税・都民税）の申告が必要な方

- 給与所得のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方（提出の有無は勤務先に確認してください）
- 事業・不動産・配当・個人年金・そのほかの所得のあった方で、所得税の確定申告が必要な方
- 非課税所得（遺族年金・障害年金・雇用（失業）保険・生活保護受給など）のみの方
- 収入がなかった方（市内の同一世帯の方から扶養されている方を除く）
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料、国民年金保険料などを納付書・口座振替・クレジットカードで納付して、それらの社会保険料を自分の所得控除に入れる方

▼住民税（市民税・都民税）の申告が不要な方

- 所得税の確定申告をする方
- 令和4年中の所得が1か所からの給与のみで、勤務先から市に年末調整された給与支払報告書が提出されている方
- 1月1日現在65歳以上の年金収入のみで、年金収入が151万5000円以下の方

★提出方法

申告書に署名し、電話番号、社会保険料控除（書類の添付がない場合）、配偶者・扶養親族に関する控除、本人該当など必要事項を記入の上、必要書類を同封して郵送してください。

〒205-8601（所在地記載不要）羽村市課税課市民税係

※所得や控除の書類を同封している場合は、金額の記載は不要です。

※申告書の控えに受付印が必要な方は「住所、氏名」を記載した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

※令和4年中に収入のなかった方は申告書裏面の「7. 収入（所得）のなかった方へ」も記入してください。

※同居の親族に扶養されている方も住民票上世帯が別になっている場合は、申告が必要ですよ。



▲住民税申告が必要か確認できます

住民税（市民税・都民税）申告・相談、確定申告の際に必要な書類など

- ① 申告書（事前に届いている方）
- ※市民税・都民税申告書は2月6日(月)発送予定です。
- ※確定申告の用紙は、1月23日(月)から、市役所でも配布します。
- ② 給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入が明らかになる資料
- ③ 公的年金などの源泉徴収票
- ④ マイナンバーカードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類（確定申告は写しを付けてください）
- ⑤ 所得税の還付の場合は、通帳など金融機関の口座番号がわかるもの
- ⑥ 令和3年分の確定申告書の控え
- ◆各控除を受ける場合
- ⑦ 国民年金保険料などの控除証明書
- ⑧ 社会保険料などの領収書（令和4年中に国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や介護保険料などを支払ったもの）
- ⑨ 生命保険や地震保険の控除証明書
- ⑩ 医療費控除やセルフメディケーション税制の明細書（事前に作成してください）、そのほか控除を受けるために必要な書類